

一般質問

一般質問は、市の行政全般にわたって、市長をはじめとする執行機関に対し事務の執行の状況および将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すものです。

今回の定例会では14名の議員が一般質問を行いました。ここでは、質問に対する答弁のうち、一人につき一項目を掲載しております。

高齢者交通料金助成制度

民主市民ネット 板倉 一幸

質問 予算が4千万円も余った状態になっているのであれば、助成額を引き上げても制度は持続可能であると思うが、考えを聞きたい。

答弁 平成24年度予算では、助成券の使用する割合を、他都市の例を参考にして85%と見込んでいたが、実績は66%であった。新制度開始から1年が経過し、実績が出てきたばかりであるので、利用状況の推移を見きわめながら、一定期間実施後には制度の検証を行いたいと考えている。(保健福祉部長)

水産振興プロジェクトチームの設置

市民クラブ 佐々木 信夫

質問 これからの水産業の振興には、関係部局の横断的なプロジェクトチームの設置が必要ではないか。

答弁 水産業は、前浜の整備等だけで振興できるわけではなく、魚食普及など総合的に進めていかなければならない。できるだけ効率的に、前向きに取り組むことができるよう、教育、農林水産、経済、観光など関連部局を集めた組織について検討してまいりたい。(市長)

函館アリーナの指定管理

市政クラブ 工藤 恵美

質問 函館アリーナの指定管理者にどのような管理運営を期待しているのか。また、市民会館とアリーナを合わせて管理するメリットについて聞きたい。

答弁 スポーツ施設の管理運営ノウハウと、コンベンション誘致の体制や手法等について提案いただき、最良の指定管理者を選定したい。また、市民会館とセットで管理させることにより、共用駐車場のほか、施設全体の効率的な管理・運用や利用促進の面からも効果的であると考える。(生涯学習部長)

ドクターヘリの導入

公明党 小林 芳幸

質問 ドクターヘリ導入に当たって函館市の果たす役割、また、今後の導入の判断や実際に運行するまでのスケジュールを伺いたい。

答弁 導入が決定すると、市立函館病院が運行主体となり、運行会社の選定、通信センターや機器類の整備等を行うことになる。市の役割としては、各自治体負担の運行経費とは別に、通信センター整備等の初期投資や業務に従事する人件費を市と市立函館病院で負担することになる。早ければ平成26年冬には運行できるものと考えている。(病院局長)

在宅ケアの推進

市政クラブ 浜野 幸子

質問 市では、高齢者施策の方向性として、施設サービスと在宅ケアの推進のどちらを重視しているのか。

答弁 施設サービスか在宅サービスかいずれかを重視して進めるということではなく、本人や御家族のニーズに合った選択ができるようにバランスのとれた施策の推進が大切だと考えている。今後も、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、ソフト、ハード両面での福祉環境の充実に努めてまいりたい。(市長)

適正な公共施設の数

公明党 松宮 健治

質問 適正な公共施設の数をどのように考えているのか。また、本市の公共施設の数を半分以上にすべきとのデータもあるが、市の見解と今後の取り組みについて聞きたい。

答弁 人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえると、現状の数の施設維持は難しいことから、数を削減していく必要がある。今後、各施設を個別に評価した上で、基本的方向性を示し、必要に応じてパブリックコメントを実施しながら、統廃合や廃止などに向けた取り組みを進めていく。(財務部長)

原子力規制委員会の新規制基準に対する評価

日本共産党 紺谷 克孝

質問 原子力規制委員会の新規制基準について、市長の評価、見解をお聞かせください。

答弁 原子力規制委員会は、自然災害対策を厳格化した新たな規制基準を7月18日までに施行する。新規制基準は、事業者にとって巨額の投資を要する厳しい内容と言われているが、福島事故を踏まえては、当然厳しい内容でなければならぬ。原子力規制委員会は、再稼働等に向けた審査などにおいて、厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思います。(市長)

憲法改正についての市長の認識

民主市民ネット 日角 邦夫

質問 憲法改正の発議要件を緩和する第96条改正問題をはじめとした憲法改正の動向に対する市長の認識を伺いたい。

答弁 第96条の改正を先行させることには疑問を抱いている。憲法の3原則である国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は、堅持すべきである。いずれにしても、憲法の見直しに関しては、様々な見方や考え方があるので、国民的議論を踏まえて進めるべきものと考えている。(市長)

函館市給与制度改革検討委員会の法的根拠

市民クラブ 工藤 篤

質問 給与制度改革検討委員会は、法律・条例に基づかない私的諮問機関であり、いわゆる第三者機関ではないと理解せざるを得ないがどうか。

答弁 当該委員会は、民間給与の適切な反映と、より一層職務、職責に応じた新たな給与制度を協議、検討していただくために、有識者による外部の委員会として本年4月に設置したもので、法律、条例に基づかない諮問機関である。(総務部長)